申マークがないものは直接会場へお越しください

お知らせ　9月1日㈫からごみの排出は指定袋でお願いします

市指定ごみ袋を入手できない場合に指定以外の袋でごみを出すことができる臨時措置については、8月31日㈪をもって終了しました。

9月1日㈫からは、指定以外の袋によるごみの排出はできません。指定ごみ袋の使用をお願いします。

指定ごみ袋は、例年並みの供給が見込めることを製造業者に確認しています。引き続き、指定ごみ袋の過度なご購入はお控えいただくようお願いします。

対 燃やすごみ・プラスチック製容器包装・埋め立てごみ（①類・③類）

※ 詳細は、市ホームページをご覧ください。

使用できるごみ袋（「沼津市指定袋」と表示されたもの）

問　環境政策課　☎ 055-934-4743

ホームページ

募集　大瀬崎のビャクシン樹林フォトコンテスト初開催

あなたのレンズからのぞく大瀬崎のビャクシン樹林の魅力をお伝えください。素敵な写真をお待ちしています！

対 令和8年4月1日㈬～令和9年1月17日㈰に大瀬崎のビャクシン樹林内にて撮影した写真

応募方法／①市ホームページにある専用フォームで
②市ホームページにある応募用紙と写真を郵送

応募規定／①4：3の比率② 2L版

応募期限／令和9年1月17日㈰（必着）

※ 応募方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

申問　文化財センター　☎ 055-935-5010

ホームページ

お知らせ　住みよい沼津へ！沼津市民憲章

沼津市民憲章は、市民が沼津を愛し互いの幸せを願い、心豊かに生活を送れるよう、まちづくりの規範として、市制50周年を記念して昭和48年に制定されました。

市民憲章推進協議会会員募集

沼津市市民憲章推進協議会では新たな会員を募集しています。会費の一部は、「沼津市市民憲章活動支援助成金」に充てられ、公益的な活動をサポートします。

年会費／個人会費＝1,000円
団体会費＝5,000円

申 市ホームページにある申込書を市役所2階地域自治課にファクスまたは直接

市民憲章絵はがき好評販売中

市民憲章の普及と沼津市の美しい風景をPRするため、沼津市民憲章制定40周年記念絵はがき「沼津富士山八景」（8枚400円）と沼津市民憲章制定50周年記念絵はがき「感動の風景に出会えるまち・ぬまづ」（9枚（表紙含む）500円）を販売しています。沼津の美しい風景の絵はがきで、手紙を書いてみませんか。

沼津市民憲章講演会「テレビ寺子屋公開収録」

アメリカ合衆国出身で日本在住歴26年、日本と日本語をこよなく愛し、和製英語などを研究する北九州市立大学准教授・福岡県宗像市応援大使のアン・クレシーニさんを講師に招き、講演会を開催します。

時 10月27日㈫、開演13時15分

所 市民文化センター小ホール

内容／①当たり前への理解
②アンちゃんと学ぼう、言葉と世界観

定 300人（先着順）

申 9月9日㈬、9時から電話、ファクス、または専用フォームで

※ 詳細は、市ホームページをご覧ください。

専用フォーム

申問　沼津市市民憲章推進協議会事務局
（地域自治課内）　☎ 055-934-4807
FAX 055-931-2606

ホームページ

お知らせ　考えよう、共に暮らす社会 動物愛護週間

9月20日～26日は動物愛護週間です。ペットを始め身近な動物たちと共に暮らす社会について、改めて考えてみましょう。

ペットを飼うときは、最期まで愛情と責任を持ちましょう！

動物を飼う際はトイレマナーを守り、地域の人へ配慮するとともに、迷子に備えてマイクロチップの装着・登録を行いましょう。また、むやみに繁殖させず、生まれる命に責任を持つことが大切です。

動物は最期まで責任を持って飼育できるかをよく考えたうえで迎えましょう。

TNRにご理解とご協力を！

TNRとは、飼い主のいない猫の繁殖を抑えるために「捕獲(Trap)」し「不妊去勢(Neuter)」してから「元の場所に戻す(Return)」という取組です。

市では、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施する人に対して、費用の一部（4分の3以内）を補助しています。詳細は、お問い合わせください。

動物愛護講演会

令和7年11月に開所した静岡県動物愛護センターでは、動物の命をつなぐ活動や動物愛護の普及啓発などを行っています。

県動物愛護センターの役割や取組について学び、人と動物が共に暮らしやすい社会について考えてみませんか。

時 10月10日㈯、14時30分から

所 市立図書館視聴覚ホール

内容／静岡県動物愛護センターって何してるところ？～人と動物が共生する社会について～

講師／田中恵美さん（県動物愛護センター所長）

定 200人（申込多数の場合は抽選）

申 10月1日㈭、17時までに専用フォームで

専用フォーム

申問　環境政策課　☎ 055-934-4740

お知らせ　屋外広告物の設置にはルールがあります

屋外広告物を設置する際には、条例により景観や安全への配慮が求められます。ルールを守って魅力あるまちづくりにご協力ください。

屋外広告物とは？

屋外広告物とは常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、はり紙、野立ての看板、建物の壁や屋上に設置した板面や表示シールなどが該当します。

屋外広告物は私たちにさまざまな情報を伝えてくれます。一方で、無秩序に設置されれば美観を損なうことになりかねません。ルールを守って、安全で美しいまちなみをつくっていきましょう。

原則として許可が必要です

屋外広告物の設置等を行う場合は、大きさや表示面積などについてルールがあり、原則、事前に許可を受ける必要があります。

設置場所や看板等の種類によって許可基準が異なるため、事前に相談をお願いします（基準を満たしていない場合には許可を受けることができません）。

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

市では毎年パトロールを実施し、適正に屋外広告物が掲出されているか確認しています。屋外広告物を設置している個人や事業者は、許可を受けているか確認し、広告物や支柱の点検をお願いします。

※ 詳細は、市ホームページをご覧ください。

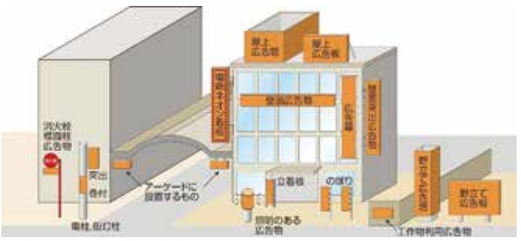

※出典：静岡県屋外広告物ガイドブック

申問　開発指導課　☎ 055-934-4762

ホームページ